

平成 2 8 年度 事業計画書 (案)

【交通情勢】

昨年の県内の交通事故は、発生件数と負傷者数については減少したものの、死者数は、大幅な増加に転じ、高齢者の死者も全死者数の 58.8% を占めたほか、飲酒運転や歩行者保護意識の欠如等、「交通ルールの基本」を無視した死亡事故が目立ち、致死率（全死傷者中に占める死者の割合）も全国ワースト 2 位を占めるなど県内の交通情勢は、極めて憂慮すべき情勢下にある。

岩手県交通安全協会は、平成 2 8 年度においても交通事故を減少させ、「安全で快適な交通社会」の実現を目指して、各地区交通安全協会及び関係機関・団体と緊密な連携の下、以下の事業を推進する。

第 1 会費の収納業務

盛岡運転免許センターの窓口業務を通じて、会員の加入業務の促進や各地区交通安全協会に対する連絡業務等を適切に推進する。

- 2 8 年度の県内の更新予定者数 1 5 9, 6 6 3 人

第 2 会員対策の推進

1 窓口業務の推進

更新時講習は、会員と接触する絶好の機会であることから、誠実・親切な応対を基本として諸対策を推進する。

- 県協会が所管する盛岡運転免許センター窓口職員の研修会を開催し、入会率の向上について検討の上、その内容を踏まえた対応に心がけるほか、同センター以外のセンターや警察署の窓口職員とも連携を図り、入会率の向上に努める。
- 協会活動の目的・事例紹介等を盛り込んだチラシを作成し、窓口で説明配布することで、協会活動に対する理解が得られるよう効果的な広報活動を推進する。
- 入会会員に対する見舞金制度やチャイルドシートの無料貸し出しをはじめ、会員の特典について広報を推進するとともに、より効果的な特典の導入に努める。

2 広報活動の推進

交通安全協会は、交通安全対策という公益事業を積極的に推進している団体であることを、あらゆる機会を捉えて広報する。

- 本年度も、県や自治体及び県警と連携を図り、体験型交通安全教育資器材を積極的に活用して、より教育効果の高い交通安全活動を推進するとともに、協会活動についての理解の促進に努める。
- 主として交通安全運動期間を中心に、広報活動を計画的に実施するなど協会活動に対する理解の促進に努める。

- ホームページの全面リニューアルにより、協会活動の広報及び運転者等有益な情報提供を積極的に推進する。

第3 交通安全対策の推進

1 活動の重点

警察及び関係機関・団体との緊密な連携の下、岩手県交通安全対策協議会が主唱する平成28年度「正しい交通ルールを守る県民運動」実施要綱に基づき、次の活動を重点として推進する。

(1) ライトの早め点灯・反射材用品等の活用

夕暮れから夜間にかけての薄暮時、歩行者が関係する事故は、発見の遅れが要因の一つであり、特に9月以降に重大事故が多発することから、相互に気づき気づかせることを目的とした「3（サン）ライト運動」を推進する。

- ①ライトの早め点灯（9月21日から3月31日まで午後4時から点灯）
- ②反射材・LEDライト等の着用
- ③右からの横断者、左からの車に注意

(2) スピードダウンの徹底

スピードの出し過ぎは、運転者の視野を狭くし、危険の発見や緊急時の判断を遅らせるほか、衝突時の衝撃が大きくなるなど重大な結果をもたらすことから、制限速度を守ることはもちろん、道路環境や交通状況に応じた安全走行を実践する。

(3) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用

県内のシートベルト着用率は、運転席・助手席については高いものの、一般道路での後部席着用率は、50パーセントに満たない状況にあることから、後部座席を含めた全座席でのシートベルト着用の効果と重要性を周知して着用率を高め、交通安全への意識付けと交通事故発生時の被害軽減を図る。

(4) 飲酒運転の根絶

少しのアルコールでも運転への影響は、大きくなるほか、飲酒運転による交通事故は、当事者はもちろん家族の人生にも多大な影響を与える重大犯罪であることから、徹底して根絶を目指す。

(5) 自転車の安全利用の推進

自転車利用者に「自転車は車両である」ことを自覚させ、左側の通行やブレーキ等整備不良車両の運転禁止をはじめ交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図ることで、安全な自転車利用を促進する。

2 交通安全資器材レンタル事業等の推進

子供の自動車乗用中の被害軽減を図るため、チャイルドシートやベビーシートレンタル事業について、さらに整備を促進するとともに、貸し出し時における正しい着用方法についての指導を推進する。

また、交通安全教育ビデオやDVDのレンタル事業を通じ、事業所等の交通安全活動に対する支援と交通安全意識の高揚を図る。

3 会報の発行

年4回発行している機関紙「交通いわて」について、協会の活動がより県民に理解さ

れ協力を得られるような内容の充実に努める。

4 ホームページの充実

ホームページ（携帯サイト等）を全面的にリニューアルし、定期的なお知らせのほか事業所や運転者が必要としている交通安全情報のタイムリーな掲載に努め、交通安全及び協会活動に対する知識と理解を深めるような広報の促進を図る。

5 広報資料の作成

季節交通安全運動を中心に、リーフレットやチラシ等の広報資料を作成して関係機関・団体及び地区交通安全協会に配布するなど、広報資料の効率的な活用に努める。

6 メディアなどを媒体とした広報活動

各種広報媒体の中でも、もっともイメージ訴求効果が見込まれるテレビを活用した交通安全スポット放送について、テレビ局各社の協力を得て実施する。

7 参加・体験型の教資器材の活用

(1) 教育資器材の貸出

交通安全意識の高揚と協会の活動に対する理解と協力を確保するため、各種イベントや講習会開催時において、「クイック・アーム」「飲酒体験ゴーグル」等の体験型教育資器材を貸し出し、交通安全意識の普及高揚を図る。

(2) 高齢者事故の発生実態に応じた高齢者のための体験型交通安全講座の推進

県警察と連携を図り、高齢者の関与する交通事故の発生状況を踏まえ、効果的な地区を選定の上、自転車シミュレーター、視野診断計、クイックアーム等の交通安全教育資器材及び職員を派遣し、加齢に伴う身体機能の変化を認識でき、それに応じた安全な道路通行方法を体得できるような体験型交通安全講座を実施することで、交通安全意識の啓発を図る。

第4 交通安全競技会及び講習会の開催

1 第49回交通安全子供自転車岩手県大会の開催（共催：岩手県警察本部 後援：岩手県）

6月20日（月）岩手県営運動公園内の交通公園において、小学校児童を対象に、競技を通じて交通ルールやマナーを身につけさせ、交通事故の防止を図ることを目的として開催する。

また、優勝校は、8月3日（水）東京で開催される第51回交通安全子供自転車全国大会に本県代表として派遣する。

2 第48回二輪車安全運転岩手県大会の開催

（共催：岩手県二輪車普及安全協会 後援：岩手県警察本部）

7月9日（土）自動車運転免許試験場において、二輪運転者の安全運転技能の向上と交通安全意識の高揚を図ることを目的として開催する。

また、上位入賞者は、8月6～7日の両日にわたり、三重県鈴鹿サーキットにおいて開催される第49回二輪車安全運転全国大会に県代表選手として派遣する。

3 シニア・ドライバーズ スクール

（共催：日本自動車連盟岩手県支部 後援：岩手県警察本部）

10月29日（土）自動車運転免許試験場において、高齢運転者の交通事故防止を図

るため、高齢運転者の参加・体験型交通安全講習会として開催する。

4 グッドライダー・ミーティング岩手

(共催：岩手県二輪車普及安全協会 後援：岩手県警本部)

5月15日(日)、7月17日(日)、9月25日(日)に自動車運転免許試験場において、二輪運転者の技術向上と交通安全意識の高揚を図るため、参加・体験型の交通安全講習会として開催する。

第5 各季交通安全運動等の推進

交通安全運動の実施にあたっては、県交通安全対策協議会傘下の関係機関・団体が連携して、交通死亡事故を減少させるため、重点を絞った活動を一元的一体的に推進する。

1 全国運動

(1) 春の全国交通安全運動 4月6日(水)～4月15日(金)

・ 運動の重点

- ① 子どもと高齢者の交通事故防止
- ② 自転車の安全利用の推進(特に、自転車安全利用五則の周知徹底)
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

・ スローガン 「しんごうが あおでもよくもる みぎひだり」

・ 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(日)

(2) 秋の全国交通安全運動 9月21日(水)～9月30日(金)

・ 運動の重点 交通対策本部の決定に準じる

・ スローガン 「こんばんは 早めのライトで ごあいさつ」

・ 交通事故死ゼロを目指す日 9月30日(金)

2 県民運動

(1) 夏の交通事故防止県民運動 8月1日(月)～8月10日(水)

・ 運動の重点

- ① 暑さなどによる過労運転の防止
- ② 夏休み中の子どもの交通事故防止
- ③ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④ 飲酒運転の根絶

・ スローガン

「もしもしは しません出ません 運転中」

(2) 高齢者の交通事故防止県民運動 10月17日(月)～10月31日(月)

・ 運動の重点

- ① 人も車も自転車も「止まって確認」の励行
- ② 反射材用品等の活用推進
- ③ ライトの早め点灯、原則上向きライト走行の推進

・ スローガン

「伝えよう 自分の存在 反射材」

(3) 冬の交通事故防止県民運動 12月1日(木)～12月10日(土)

- ・ 運動の重点
 - ① 冬道用タイヤ装着の徹底
 - ② 飲酒運転の根絶
 - ③ スピードダウンの徹底
 - ④ 反射材用品等の活用推進
- ・ スローガン
「その酒で 失う信頼 家族の未来」

3 自転車の安全利用推進期間

- ・ 5月8日(日)～5月17日(火)
- ・ 推進重点
 - ① 自転車の交通ルールの遵守及び歩行者等に配慮した安全利用の促進
 - ② 飲酒運転、二人乗り、傘さし、携帯電話使用、ヘッドホン使用等の危険な行為の禁止
- ・ スローガン 「スマホ見ず しっかり前見て 踏むペダル」

第6 交通安全活動推進センター事業の推進

岩手県公安委員会から指定を受けた交通安全活動推進センターとして、道路における交通安全に関する広報活動、道路使用許可に係る道路調査、交通事故の相談業務等を適正に推進する。

また、地域交通安全活動推進委員連絡協議会に関する事務及び委員が任務を適切に遂行するため必要な支援・協力を行う。

第7 交通安全功労等の表彰

1 交通安全表彰の選考・上申

交通栄誉章 緑十字金・銀章(警察庁長官・全日本交通安全協会会長連名表彰)及び同銅章(全日本交通安全協会会長表彰)の対象となる交通安全功労者、優良運転者並びに交通安全優良団体・同学校表彰等の上申手続きを行う。

2 東北管区表彰の選考・上申

東北管区警察局長・東北交通安全協会会長連名表彰の対象となる交通安全功労者、優良運転者、交通安全優良団体、優良交通安全協会の選考及び上申手続きを行う。

3 県表彰の選考

県警察本部長・県交通安全協会会長連名の対象となる交通安全功労者・優良運転者・優良団体の選考及び表彰を行う。

第8 委託事業の推進

1 講習事業の推進

(1) 人材の確保と講習能力の向上

- 道路交通関係法令及び安全運転技能に精通した講習指導員の確保に努め、人的基

盤の強化を図る。

○ 講習指導員の講義及び実車指導の能力向上を図るため、計画的に各センターの巡回教養を実施する。

○ 安全運転中央研修所及び全日本交通安全協会が主催する各種講習会や研修会に参加させ、その資質及び講習技能の向上を図る。

(2) 講習用資器材等の整備充実

各運転免許センター及び優良運転者講習を実施している7支部の機材を随時、整備し、視聴覚教養の充実を図る。

(3) 停止処分者講習の充実

シミュレーター診断及び運転適性検査機（CRT）等、教育資器材の効果的な活用を図るとともに実車指導の要領について指導能力の向上を図る。

(4) 違反者講習の充実

社会参加活動について、より効果が上がるような場所、時間帯の選定を行うとともに実車運転参加者については、法令遵守を重点とする指導を行う。

(5) 更新時講習の充実

新たに優良運転者講習用DVDを更新整備し、講習内容の充実を図る。

(6) 特定任意講習の充実

受講者が、同一水準の講習が受講できるよう、適正な会場の確保に努めるほか、パワーポイントの活用及び安全運転自己診断の実施により講習内容の充実を図る。

(7) 原付技能講習の充実

原付免許取得者にとって唯一の運転技能講習であることから、原付指導員に対する研修を行い、講習内容の充実を図るほか、各センターに配備されている原付自転車並びにヘルメット等を更新・整備する。

2 その他の委託事業

(1) 自動車保管場所証明業務等の推進

自動車保管場所証明及び同データ入力業務について、個人情報保護の徹底と調査・入力業務を適正に推進する。

また、調査業務を担当する職員に対する研修会を開催するなど、適正な証明事務を行うための指導を徹底する。

(2) パーキング・チケット管理業務の推進

盛岡市内のパーキング・チケットの発給設備に係る手数料収納事務及び同維持管理並びに違反車両に対する駐車指導を適正に行う。

(3) 運転免許関係業務

ア 運転免許更新連絡書、高齢者講習受講通知書等の発送業務の推進

運転免許更新者に対する「運転免許更新連絡書」及び「高齢者講習受講通知書」の発送業務を適正に行う。

イ 住所地以外の公安委員会を經由した更新免許証代理受領・郵送業務の実施

優良運転者に対する住所地以外の公安委員会を經由した免許証の更新申請について、代理受領・郵送業務を適切に行う。

(4) 交通公園管理業務

(公財) 岩手県スポーツ振興事業団から委託を受けた交通公園の維持管理及び交通安全指導業務について、利用者の事故防止に配慮しながら、適正に推進する。

第9 キャンペーン等への協力

交通関係機関・団体等が主催する関係イベントなどについて必要な協賛・支援を行う。

- 正しい交通ルールを守る運動県民大会（県交通安全対策協議会）
- 岩手県交通安全公共パネル展（県屋外広告美術業協同組合）
- 盛岡市交通安全教室（盛岡市）
- 交通安全キャンペーン放送（テレビ岩手・エフエム岩手）
- 交通安全スポット企画（岩手朝日テレビ、岩手めんこいテレビ）

第10 その他

1 岩手県交通安全母の会連合会事務局の業務

県交母事務局として、同連合会の適正な運営及び交通安全協会との連携を図りながら、効果的な交通事故防止対策を推進する。

2 TSマークの普及

(公財) 日本交通管理技術協会との業務契約に基づき、普通自転車の整備促進と自転車乗車時の交通事故被害者の迅速な救済を目的とする「TSマーク」の普及のための広報活動を推進する。

3 自転車安全教育指導員の認定等

岩手県自転車安全教育推進委員会の業務として、自転車安全教育指導員に対する研修及び認定、同特別指導員の(一財)全日本交通安全協会への申請事務を適正に推進する。

4 二輪車安全運転指導員の育成・審査

岩手県二輪車安全運転推進委員会の業務として、指導員制度の充実強化を図るため、県警察の協力を得て、指導員の研修会や資格取得の審査会を開催するなど、指導員育成の充実に努める。

5 交通安全功労者顕彰会の事務

交通安全活動に多大な功労があった交通指導員及び交通警察官の表彰を行うため「岩手県交通安全功労者顕彰会」の事務局として、適正な事務処理に努める。

6 県収入証紙の売りさばき事業

運転免許申請者、各種講習申込者等の便宜に供するため、県収入証紙の売りさばき事務を適正に実施する。